

児童手当についてのお知らせ

①平成19年4月1日から児童手当制度が拡充されました

拡充の内容

3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、第1子および第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月10,000円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行の通りです。

◆平成19年3月分まで（改正前）

	支給月額(1人につき)
第1子・第2子	5,000円
第3子以降	10,000円

⇒

◆平成19年4月分から（改正後）

	支給月額(1人につき)	備考
0歳以上3歳未満	第1子・第2子	10,000円 増額
	第3子以降	10,000円
3歳以上	第1子・第2子	5,000円 現行どおり
	第3子以降	10,000円

※今回の改正では、受給者に手続きを行っていただく必要はありません。

※支給対象児童は、12歳到達後の最初の3月31日までです。

※平成19年6月の受給分から対象となります。

※3歳到達後の翌月からは、第1子および第2子の手当額は5,000円となります。

②児童手当現況届提出のお願い

6月上旬、児童手当および特例給付の現況届を受給者に郵送しますので、期限内に必ず提出してください。

届出期限：6月29日（金）まで

届出に必要なもの

- ・印鑑
- ・国民年金以外の年金に加入している人は、年金加入を証明するもの（保険証）
- ・平成19年1月1日現在鏡野町に住所のなかった人は、平成18年度分の所得証明書
- ・受給者と支払要件児童のうち、別居している人があるときは、住民票の写し

児童手当の届出先・お問い合わせ先：鏡野町役場福祉課福祉係及び各振興センター町民課

指定業者を募集します 下水道排水設備指定工事店

下水道へ接続する宅内工事を行うには、下水道排水設備指定工事店の資格が必要になります。町民のみなさんが安心して宅内工事を依頼できるよう、今年度も引き続き指定業者を次のとおり募集します。

●募集期間 6月1日（金）～6月29日（金）

- 主な適合要件
1. 下水道排水設備工事責任技術者（日本下水道協会岡山県支部登録者）が1名以上専属していること
 2. 工事の施工に必要な機械器具を有していること
 3. 岡山県若しくは鳥取県内に営業所があること
 4. 市町村税の滞納がないこと

- 申請方法
- 申請書に必要な事項を記入のうえ、指定する書類を添付して鏡野町役場上下水道課に提出してください。（申請書は役場上下水道課にあります。）

お問い合わせ 鏡野町役場 上下水道課 ☎0868-54-0001

平成19年6月1日現在で商業統計調査を実施します

この調査は、経済産業省－都道府県－市区町村を經由して全国一斉に行われる統計調査で、統計法などの法令に基づき実施されます。

調査の対象は、卸売・小売業を営むすべての事業所（店舗）、個人業主です。

調査にあたっては、県知事から任命された統計調査員が、担当地域の事業所を訪問し、商業調査票等を配布して、6月1日現在の活動状況を記入していただくよう依頼します。後日、再度各事業所を訪問して、記入済みの調査票を受け取ります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

※統計調査員は、写真付き身分証（県知事印あり）を携行しています。

調査の目的

商業統計調査は、商業事業所を業種別、規模別、地域別、業態別、立地環境特性などに区分し、その分布状況や販売活動の実態などを明らかにする目的で行われます。

調査結果の活用

調査の結果は、国や都道府県、市町村における商業の振興、中心市街地の活性化などを進めるうえでの重要な基礎資料として活用されます。また、個々の民間事業所が経営方針を作る際にも広く活用されています。

なお、提出いただいた調査票は統計法により厳格にその秘密は守られます。また、統計上の目的以外に使用することはありません。

お問い合わせ 鏡野町役場 企画課 ☎0868-54-2982